業務委託仕様書

1 委託業務名

セミナー運営・CO2 排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援業務

2 業務の目的

カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展のため、県内中小企業に対し脱炭素経営に向けた意識付けとともに、その取組を後押しする。

3 業務委託期間

委託契約日から令和7年3月15日まで

4 委託金額

委託料の上限は30,580,000円(税込)とする。

5 支援対象

県内に主たる事業所を有する中小企業者を支援対象とする。

ただし、令和6年4月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、「大分類A農業、林業」及び「大分類B漁業」を除く業種を対象とする。

6 委託業務の内容

実施内容	備考(留意点等)
I 脱炭素経営セミナーの開催	
普及啓発・横展開セ ミナーの実施	県内中小企業に対し、脱炭素化の取組への意識付け、知識習得を図るとともに、県内企業等の好取組事例を横展開するセミナーを各地で実施する。
	県内中小企業の課題や状況を踏まえた実践的な内容を提供することで、企業の脱炭素化の取組を後押しする。 なお、セミナー開催回数は全 15 回程度とするが、その内訳として例えば、入門編(全く知識・関心がない層へのアプローチ)や応用編(業界の動向や排出量算定の手法、J-クレジット制度の活用方法、GX人材の育成)のような区分を設けるなど、県内企業の脱炭素に関する取組状況や意向に応じた内容とするよう内容を提案し、山口県中小企業団体中央会(以下「中央会」という)と相談の上実施すること。
	※県内幅広く周知、聴講機会を確保するため、WEB 広告等による 周知活動を行い、開催時期・開催地域が偏ることが無いよう、幅 広く開催すること ※オンラインとのハイブリッド形式によるセミナーを可能な限り

対応し、受講者確保に務めること。

Ⅱ 脱炭素化に向けた取組支援

C02 排出量算定支援・脱炭素化コンサルティング支援

CO2 排出量算定のためのツール提供及び導入支援により、企業のCO2 排出量「見える化」を支援する。

また、上記算定支援と合わせて、ヒアリング等により企業の課題を抽出することで、当該企業に最適な脱炭素化に向けた取組を検討し、排出削減目標を定めたロードマップ等の計画策定を行い、提案する等のコンサルティング支援を実施する。

なお、支援先企業については中央会が募集する。<u>(6月下旬以</u>後)

※12 社程度の支援とし、中央会と協議の上支援先を決定する。

※上記、普及啓発・横展開セミナーと合わせて、効果的な支援とすること。

※中小企業特性を考慮し、現地指導・経営者層との面談等を行うこと。

※排出量算定等の対象範囲はスコープ1・2とする。

※ツール提供、支援を通じ支援先企業が本業務終了後も脱炭素 化に向けて自走可能となるよう支援すること。

※県内企業脱炭素化の普及促進に活用できるよう、今後のセミナー等での事例紹介を前提として事業を実施すること。

(1) 受託事業者が行う事務の内容等

情勢の変化や企業ニーズを踏まえ、取組意欲のある中小企業に対するヒアリング、助言、支援後のフォローアップの実施等のサポートを行うとともに、本業務に係る中央会への助言、協力を行うこと。

(共涌事項)

- ・ 当該支援制度の周知
- ・企業への情報提供、ヒアリング
- ・県内関係団体(支援機関や金融機関等)との連携
- 参加企業へのアンケート(事業効果の把握のため)
- その他の実施に必要な事務

(セミナー運営)

- ・セミナー参加者の募集
- ・セミナー内容に関する企画
- ・講師等の手配、謝金・旅費等の支払い
- ・会場の手配及び設営
- ・配布資料等の作成(必要に応じて)

(CO2 排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援)

・支援内容に関する企画

- ・算定ツールの選定
- ・専門家等の手配、スケジュール調整
- ・助言・フォローアップ(必要に応じて)
- ※支援先の募集は中央会が実施する。

7 業務実施体制

本事業の全体の進捗管理や予算管理に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はない。

8 委託経費及び経理等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとする。

- (1) 対象経費は、6(2) 事業内容の実施において、必要なものに限る。 ※対象経費において疑義が生じた場合、事前に中央会と協議を行うこと
- (2) 事業の実施に当たっては、関係通知を順守すること。

9 報告

本業務完了後、速やかに以下の(1)及び(2)の書類を中央会あてに提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支精算報告書

10 支払条件等

- (1)業務の開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、 超過分を中央会に返還するものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、中央会と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 疑義の解決

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに中央会並びに山口県と協議を行うこと。